

報道各位

新潟市福祉部

## 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の一部効力停止処分を行いました。

### 記

#### 1 対象事業者

事業者名 社会福祉法人亀田郷芦沼会  
所在地 新潟市東区はなみずき2丁目3番7号  
代表者 理事長 鈴木 克夫

#### 2 対象事業所

- ①事業所名 ほがらか福祉園トゥインクル  
所在地 新潟市東区はなみずき2丁目3番7号  
事業種類 生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス
- ②事業所名 B e トゥインクル  
所在地 新潟市東区上木戸5丁目4番13号  
事業種類 生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス
- ③事業所名 グループホームぎんが  
所在地 新潟市東区寺山1丁目17番38号  
事業種類 共同生活援助

#### 3 処分の内容及び期間

- (1) 処分内容 指定の一部効力停止（新規受入停止及び報酬5割減額）  
(2) 処分期間 令和4年3月1日から令和4年8月31日まで（6か月間）

#### 4 処分の理由

- (1) 運営基準違反（事業所①、②、③全て）  
少なくとも平成28年7月から、個別支援計画が未作成又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない状態（以下「個別支援計画未作成」という。）にもかかわらずサービスを提供していた。
- (2) 不正請求（事業所①、②、③全て）  
少なくとも平成28年7月から、個別支援計画未作成の場合には個別支援計画未作成減算を適用させる必要があるにもかかわらず、減算せずに不正に介護給付費、障害児通所給付費又は訓練等給付費を請求し、受領した。

(3) 不正又は著しく不当な行為（事業所①及び③）

本市が実施した実地指導において、個別支援計画を適切に作成するよう指摘を受けていたにもかかわらず、特に事業所③については令和3年3月2日付けで個別支援計画を適切に作成する旨の改善報告書を本市に提出したが、個別支援計画未作成の状態でサービスを提供していた。

5 徴収金

約2億4千600万円（加算金含む3事業所の合計）

問い合わせ先

（障がい福祉の処分内容について）

福祉部障がい福祉課 指定係 登坂 電話025-226-1241

（監査結果について）

福祉部福祉監査課 田宮 電話025-226-1182